

## 日本労働年鑑 第28集 1956年版

The Labour Year Book of Japan 1956

## 第一部 労働者状態

## 第三編 労働条件

## 第三章 労働災害と職業病

## 第三節 職業病

## 業務上疾病

一九五四年中における「業務上疾病及食中毒発生状況」(労働省労働基準局労働衛生課調)は第121表の通りである。同表における業務上疾病一号から三八号までの各号該当疾患については、労働基準法施行規則第三五条若しくは本年鑑第二七集を参照されたい。

五四年中における業務上疾病総数二万二九五件のうち、件数が多いと考えられるものは主として災害性の疾病たとえば負傷に起因する疾病(五、二八四件で最高を占める)、眼疾患、火傷、凍傷、重激な作業による筋肉や関節の疾患である。そして、職業病という名称で呼ばれる一連の疾病は、その報告件数が甚だ少ないが、実際には意外に広範囲にわたって労働者の間に職業性疾患が浸潤しているといわれており、それが「業務上疾病及食中毒発生状況」において報告されていない事情については次のように指摘されている(川上輝夫「労働衛生への関心」神奈川県労働部発行「労働神奈川」一九五四年八月号掲載)。

労働基準法では、衛生上有害な業務に従事する労働者に対しては、一年に二回以上定期的に健康診断を行うことを要求しているが、そのねらいは、少くとも一回はその業務の有害性からする人体への影響というものを把握する点にある。にもかかわらず、どのような有害因子をもつ業務においても、一律に胸部レントゲン写真を撮影する。換言すれば結核検診をもって二度目の健康診断をおきかえているというのが実情のようである。

このような手段をもってしては、到底有害因子による影響は把握できるものではない。胸部X線撮影によって把握できるものではなく、尿を検査し血液を調べ更に慎重に全身の検査を行ってゆくなど合目的な手段を尽さぬ限り知ることのできるものではない。従って多くの場合このような誤のために、鉛による中毒も単に胃腸病だとかあるいは神経痛だとかいう診断のもとに、一括して私病の中に葬り去られているという傾向が少くないのである。……

職業性疾患というものは周知のように、かなりの年月を経過して始めて徴候を現わしてくるものである。勿論、末期に至れば廃人となるはおろか、労働者の生命をも絶つものであるが、そのような最悪の事態に至らなくても、その間に人体の生理機能は徐々ながら破壊され正当な労働力を発揮することを困難ならしめるに至るものである。珪肺の第三度という状態はある意味からいえば廃人同様の立場におかれた状態であるが、しかしこのような最悪の事態に至らなくても、第二度、第一度の状態で、既に徐々ながらあきらかに労働力の損失を認めることができるのである。

## 銀行従業員の疾病

一九五三年八月における集団検診状況を全国銀行従業員組合でまとめた資料によってみると(第122表)、前年度に比べて、長期病欠者が増加していて、特に女子長欠者の増加が甚しい。五三年集団検診で発見された要休養者は二八四名で、受検者数の〇・八%強となっている。これに結核による長欠者を含めると一、二八四名となり、従業員全員の三・七%強が現在療養中であるか療養を必要とするかである。さらに要注意者を含めて罹病率は八・五%、一〇〇人につき九人弱が、またこれに要観察者(主として陽転者)を加えると全従業員の一割が、何らかの最低の結核対策を必要とすることになる。

性別にみると、要休養者は男子一〇〇に対して女子七二、要注意者は四七で、長欠者を含めると男子一〇〇に対する六一の罹病率を示す。男女構成比からすると同様な罹病率といえるが、女子が長欠、要休養において比率の高いこと、要注意の比率の低いことは注意を要する。なお、以上の数字には、市中大銀行の回答がもれているため、実態より控え目のものであるといつてよい。

## 私鉄労働者の健康状態

私鉄労働者の場合、銀行従業員ほど結核に対する罹病率は多くないが、私鉄労働特にバス労働と胃腸病との関係については、その労働条件、作業環境と密接な関係があるようである。

大阪交通局上二バスの例をとってみると、車掌、運転手の乗車時間は一日平均七時間以上で、食事時間は約四五分あるが一〇分位で済ませ乗車するのが通例となっている(はやく帰れたり、超過勤務をとったりすることができるため)、このような労働条件では、食事時間その他の生活規則が毎日変化し、時間も短く、食後直ちに乗車することになり、バス労働そのものとしての振動、神経疲労、一酸化炭素その他の有毒物の作用が当然考えられる訳である。大阪上二病院で調べたところによると、上二バスの患者一四二人のうち、胃腸病は七九人(五五・六%)あり、それ以外の健保患者の胃腸病の比率は三九%となっている。胃腸病はバス労働のみに止まらない。他の多くの職場においても、その特殊な労働条件によって存在する。鉄鋼関係の労働者は高熱のため水を多量にのみ、塩をなめる作業に従事することから、胃腸病の患者が多く、脚気や結核を誘発する場合が少なくないといわれている(以上「破壊されつつある労働者の健康状態」、労働経済社発行「労働経済旬報」一九五四年八月中旬号)

なお、京王帝都労組健康管理状況についてみると第123表の通りである。

## 日雇労働者の健康状態

東京芝診療所が、芝浦の日雇労働者八二名について、一九五四年四月一日から五月一三日にわたって調査した資料によれば、次のような健康状態となっている。

まず調査表でみると、胃腸病が一九・三%を占める。これは食事の不安定と不規則および粗食と過労、急いで食べて流し込むというようなこと、その上アブレの多いことから、就労した日だけ一遍に食べたり、飲んだりすることなどが考えられる。

第二に、神経痛、ロイマチスがー五・九%もあるのは、天候のいかんにかかわらず働かねばならないこと、冷え切った湿気の多い住居に起因する。

第三に、結核が約九・七%となっている。これは自覚症状を訴えてきたものだけで、実際にはもっと多いであろう。重労働と栄養不足、不規則な生活から感染発病がし易くなっている。しかもその解放性の患者も医者にかかって入院することが容易でないから、無理して働き病気を悪化させ、他の人々にも感染させるという結果になる。

第四に、皮膚病九・七%がある。非衛生的な生活を余儀なくされていること、ビタミン不足が影響している。

第五に、梅毒の三・四%であるが、低賃金と住宅難のため、結婚が困難であり、治療をなおざりにしておくことが原因となっている。

日本労働年鑑 第28集 1956年版

発行 1955年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2002年3月5日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1956年版(第28集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---